

令和7年度運営指導実績

実施年月日	事業所名	サービス種類	文書指導	口頭指導
R7.10.2		地域密着型通所介護/通所介護相当サービス	1	5
R7.10.3		地域密着型通所介護/通所介護相当サービス	0	10
R7.10.9		地域密着型通所介護/通所介護相当サービス	0	8
R7.11.5		地域密着型通所介護	1	11
R7.11.11		地域密着型通所介護/通所介護相当サービス	0	11
R7.11.13		地域密着型通所介護/通所介護相当サービス	0	9
R7.11.17		地域密着型通所介護/通所介護相当サービス	0	4
R7.11.20		地域密着型通所介護/通所介護相当サービス	1	10
R7.11.27		地域密着型通所介護/通所介護相当サービス	0	10
R7.12.8		(介護予防)認知症対応型通所介護	0	5
R7.12.9		地域密着型通所介護(療養通所介護)	1	2
R7.12.12		居宅介護支援	0	3
R7.12.16		居宅介護支援	0	3
R7.12.22		居宅介護支援	1	3
R8.1.16		介護予防支援	0	6
R8.1.20		介護予防支援	0	3
R8.1.21		介護予防支援	0	4
R8.1.26		介護予防支援	0	9
R8.1.29		介護予防支援	0	4
R8.2.13		居宅介護支援	0	2
R8.2.25		居宅介護支援	0	5
R8.2.26		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	9
R8.3.11		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	5
R8.3.12		居宅介護支援	0	3
R8.3.12		介護予防支援	0	3
R8.3.24 R8.3.26		(介護予防)認知症対応型通所介護	1	2
R8.3.24 R8.3.26		居宅介護支援	0	0
R8.3.24 R8.3.26		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0
			6	149

指導内容別指導件数			指導件数内訳	
種別A	種別B	指導件数	文書指導	口頭指導
人員基準	従業員の員数	2	0	2
人員基準	管理者	1	0	1
設備基準	設備及び備品等	2	0	2
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	25	0	25
運営基準	受給資格等の確認	3	0	3
運営基準	心身の状況等の把握	2	0	2
運営基準	基本・具体的取扱方針	10	0	10
運営基準	居宅サービス計画の作成	16	0	16
運営基準	指定介護予防支援の業務の委託	2	0	2
運営基準	管理者の責務	1	0	1
運営基準	運営規程	1	0	1
運営基準	勤務体制の確保等	12	0	12
運営基準	業務継続計画の策定等	3	0	3
運営基準	非常災害対策	2	0	2
運営基準	感染症の予防及びまん延防止のための措置	8	0	8
運営基準	協力医療機関等	1	0	1
運営基準	掲示	27	0	27
運営基準	秘密保持等	7	0	7
運営基準	広告	2	0	2
運営基準	苦情処理	1	0	1
運営基準	地域との連携等	7	1	6
運営基準	事故発生時の対応	1	0	1
運営基準	虐待の防止	5	1	4
運営基準	記録の整備	1	0	1
介護報酬	加算	7	4	3
介護保険法	変更の届出	2	0	2
指定規則	指定等の標示	2	0	2
その他法令	労働基準法関連	1	0	1
厚労省通知	防災通知 5	3	0	3
合計		157	6	151

※指導内容により分類分け。指摘件数とは異なる

運営指導実施事業所数	28	文書指導	口頭指導
うち文書・口頭指導あり	26	6	20

## 主な指導内容(抜粋)

運営規程、重要事項説明書、契約書、パンフレット等について、現状に合わせて内容を訂正し、利用者に対し適切に説明を行うこと。  
サービスの内容を変更する場合は、適切に居宅サービス計画の変更を行ったうえで、当該計画に基づきサービスを提供すること。  
事業所内で複数の職種を兼務する場合は、勤務予定・勤務実績等において、各職種での配置を明確にしておくこと。  
定期的な実施を義務付けられている研修(BCP、感染症予防、虐待防止等)については、確実に実施するため、研修計画に盛り込むなど、計画的に取り組むこと。  
業務継続計画に係る訓練を定期的(年1回以上)に実施し、記録を行うこと。  
感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上定期的に開催すること。  
感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練を行った場合は、適切に記録を行うこと。  
提供するサービスの第三者評価の実施状況を掲示すること。  
サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。  
運営推進会議の記録を公表すること。

※文書指導: 重大な基準違反又は給付費の返戻を伴う算定要件不適合

例) 人員基準違反、管理者の責務を果たしていない、具体的取扱方針に規定する手順を行っていない、加算の算定要件となる会議等を実施していない など

※口頭指導: 軽微な基準違反又は努力義務の未実施等

例) 運営規程・重要事項説明書等が最新の情報に更新されていない、経過措置の期限内であるが措置が実施されていない、記録等の記載が不十分である など